

## 軽度者にかかる福祉用具貸与費の例外給付について

軽度者の福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい下表の対象外種目ア～カに対しては、原則として算定できません。

しかしながら、厚生労働大臣が定める状態像に該当する者については、軽度者であっても福祉用具貸与費の算定が可能となり、その判断については次のとおりです。

- ① 下表の定めるところにより、基本調査の直近の結果を用いて判断する。
  - ② 該当する基本調査結果がないもの(下表ア(2)、オ(3))については、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能なる者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護(介護予防)支援事業者が判断する。
  - ③ 医師の医学的所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が必要である旨判断されている場合は、市町村が書面により確認することにより要否を判断する。
- ①、②の場合は、金沢市への確認は不要です。判断するために用いた文書等の記録を保管してください。  
③の場合は、金沢市への確認が必要です。必要書類を提出してください。

表

対象外種目	厚生労働大臣が定める状態像	厚生労働大臣が定める状態像に該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に歩行が困難な者  (2)日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に起き上がりが困難な者  (2)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解に支障がある者  (2)移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は、基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は、基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く) ※状態像欄のいずれかに該当する場合	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に立ち上がりが困難な者  (2)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者  (3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 排便が全介助を必要とする者  移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」